

「行政法1」

ADMINISTRATIVE LAW / VERWALTUNGSRECHT

担当: 森 稔樹 (大東文化大学法学部教授)
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA
UNIVERSITÄT, TOKYO

行政裁量その1 裁量の種類

行政裁量とは

- 行政裁量 = 法によって行政機関に与えられた判断や意思形成の余地
- 裁量行為 = 法によって行政庁に裁量を与えられ、その裁量の結果としてなされた行為
- 裁量行為は、違法な結果をもたらさない限り、たとえ不当な結果をもたらすとしても適法である。← 法によって認められた判断や意思形成の余地の範囲内に留まっているからである。

羈束行為／羈束裁量(法規裁量)行為

- 羈束行為 = 法が行政庁(などの国家機関)に対し、判断や意思形成の余地を全く認めない行為。
- 羈束裁量 = 法は明確な規定を欠いているが、行政庁が経験則や法的衡平感に基づいて客観的視点から個別事案に相応しい判断を行うことが予定されている場合になされる裁量。
通常人が共有する一般的価値判断に従いつつ、裁判所が法規裁量の正誤を判断しうる。
→ 法律問題として裁判所の全面的審査の対象となる。

自由裁量

- ・自由裁量＝法が個別事案の処理を行政庁の公益判断に委ね、行政庁の責任で妥当な政策的対応を図ることを期待している場合になされる裁量
- ・行政庁の政治的・政策的事項に属する判断、高度の専門的・技術的な知識に基づく判断

要件裁量と効果裁量(1)

- ・行政庁の判断過程・意思形成過程
- ①事実認定
- ②事実認定への構成要件のあてはめ(要件認定)
- ③手続の選択
- ④行為の選択(するかしないか、するとしたらどのようなものをするか)
- ⑤時の選択(いつするか)

要件裁量と効果裁量(2)

- ・要件裁量＝要件の充足について、行政庁が最終認定権を有する場合の裁量
＝認定された事実を(行政行為の)構成要件にあてはめる段階での裁量
- ・効果裁量＝行政行為をするか否か、するならばいかなる行政行為をするかということについて、行政庁が最終認定権を有する場合の裁量

要件裁量が認められる場合(1)

政治的裁量・政策的裁量

・例、最大判昭和53年10月4日民集32巻7号1223頁(マクリーン事件)

在留外国人の在留期間の更新について、法務大臣の広汎な要件裁量を認めた。

「全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかである場合に限り、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったものとして違法となるものというべきである」

要件裁量が認められる場合(2-1)

専門的・技術的裁量

・例1、最一小判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁(伊方原子力発電所訴訟)

原子炉施設設置許可は「各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的判断にゆだね」られる。

要件裁量が認められる場合(2-2)

・例1、最一小判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁(伊方原子力発電所訴訟)

「原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてなされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである」

要件裁量が認められる場合(3-1)

- ・例2、最三小判平成5年3月16日民集47巻5号3843頁(家永第一次訴訟)

原告が執筆を担当した教科書に対し、文部大臣(当時)が検定不合格処分や条件付合格処分を行ったため、原告が国を被告として国家賠償請求訴訟を提起した。

教科書検定には「学術的、教育的な専門技術的判断」が求められる→文部大臣(当時)の合理的な裁量に委ねられる。

要件裁量が認められる場合(3-2)

- ・例2、最三小判平成5年3月16日民集47巻5号3843頁(家永第一次訴訟)

「合否の判定、条件付合格の条件の付与についての教科用図書検定調査審議会の判断の過程(検定意見の付与を含む)に、現行の記述内容又は欠陥の指摘の根拠となるべき検定当時の学説状況、教育状況についての認識や、旧検定基準に違反するとの評価等に看過し難い過誤があつて、文部大臣の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、右判断は、裁量権の範囲を逸脱したものであるとして、国家賠償法上違法となる」。

効果裁量が認められる場合(1)

- ・学生に対する処分:最三小判昭和29年7月30日民集8巻7号1501頁
- ・公務員の懲戒処分:最三小判昭和52年12月20日民集31巻7号1101頁(神戸税関事件)

国家公務員法に定められた懲戒事由が公務員について存在する場合に「懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されている」。

効果裁量が認められる場合(2-1)

・公務員の懲戒処分：最一小判平成24年1月16日判時2147号127頁①および②

卒業式などにおける国歌斉唱の際に起立斉唱を行わなかった、国歌斉唱の際のピアノ伴奏を拒否した、国歌斉唱の開始前または途中で退席したなどの理由で、東京都教育委員会から3か月の停職処分、1か月の停職処分、1か月分について1割の減給処分などを受けたという事件。

効果裁量が認められる場合(2-2)

停職処分や減給処分の選択には「**事案の性質等を踏まえた慎重な考慮**が必要」である。

停職処分や減給処分を選択することが許されるのは、「過去の非違行為による懲戒処分等の処分歴や不起立行為の前後における態度等...に鑑み、**学校の規律や秩序の保持等の必要性と処分による不利益の内容との権衡の観点から当該処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情が認められる場合**であることを要する」。

「時の裁量」

・例、最二小判昭和57年4月23日民集36巻4号727頁

車両制限令第12条に基づく特殊車両通行認定は、許可などと異なり、確認的行為としての性格を有するもので基本的には裁量の余地はないが、具体的な事案に応じて裁量権を行使することが全く許されない訳ではない。

(この認定に附款を付しうることなどが理由されている。)
